

# **地域共生の推進と就職氷河期世代対策の強化について**

# 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

令和元年5月29日  
第2回2040年を展望した社会保  
障・働き方改革本部 配付資料

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。  
→ 「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。  
①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上  
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

## 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

### ≪現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題≫

#### 多様な就労・社会参加

##### 【雇用・年金制度改革等】

- 70歳までの就業機会の確保
- **就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援  
(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)**
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- **地域共生・地域の支え合い**
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

#### 健康寿命の延伸

##### 【健康寿命延伸プラン】

- ⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**に
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、  
②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進  
・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等  
・疾病予防・重症化予防  
・介護予防・フレイル対策、認知症予防

#### 医療・福祉サービス改革

##### 【医療・福祉サービス改革プラン】

- ⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**5%（医師は7%）以上改善**
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進  
・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、  
データヘルス改革  
・タスクシフティングを担う人材の育成、  
シニア人材の活用推進  
・組織マネジメント改革  
・経営の大規模化・協働化

### ≪引き続き取り組む政策課題≫

## 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

## 多様な就労・社会参加の促進

○人生100年時代を見据え、引退時期は自分で決める社会へ  
(継続雇用、定年の在り方など)

○2040年以降、就職氷河期以降の世代が年金受給者へ  
⇒低年金を防ぐための対策を急ぐ(正規化、同一労働同一賃金、  
社会保険適用拡大など)

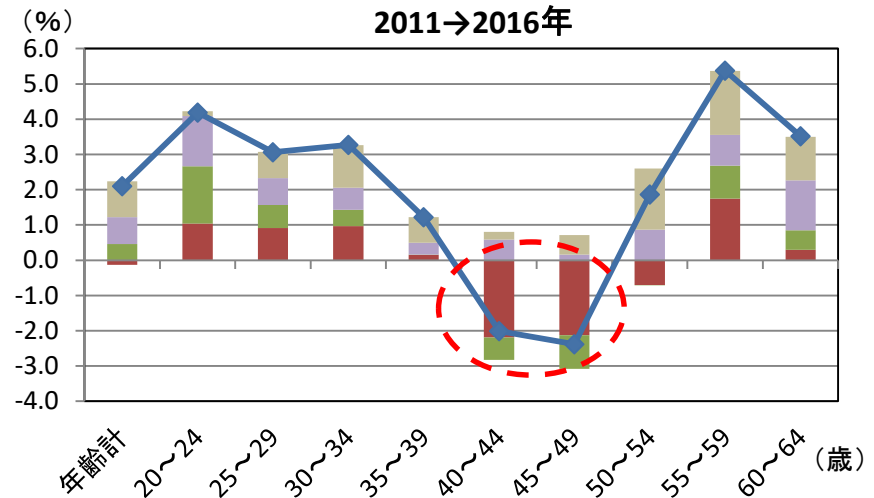
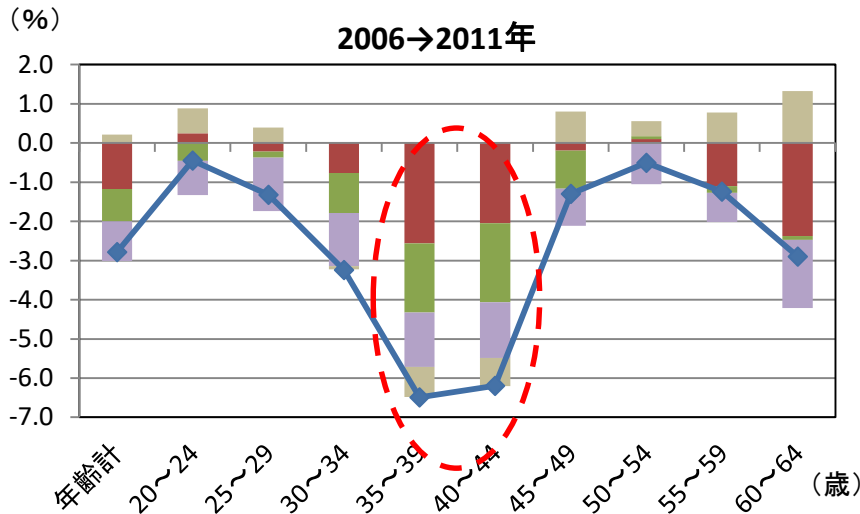
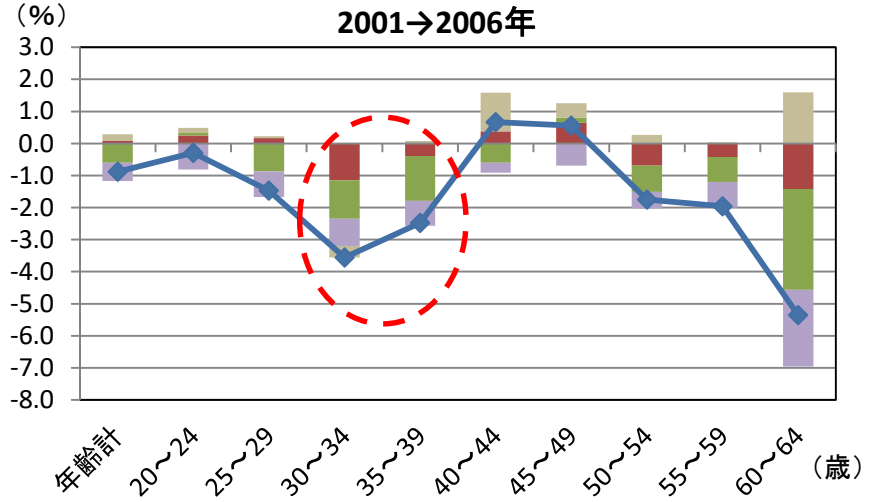
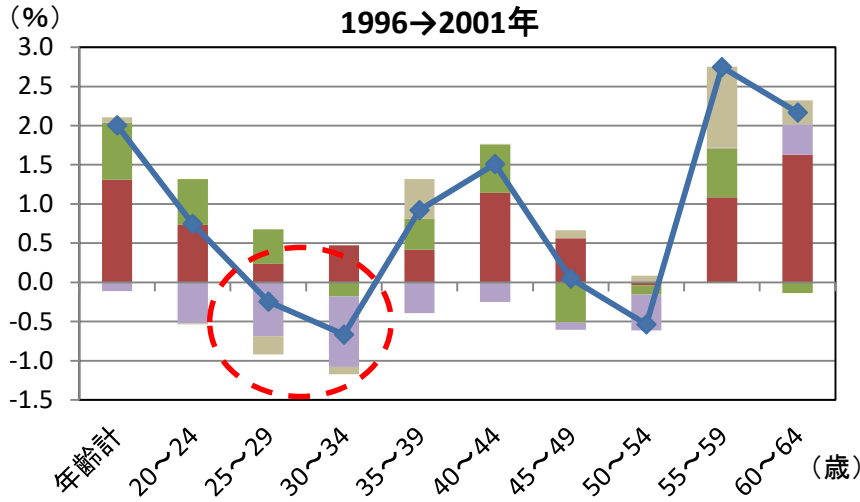
○人口減少、単身者の急増は、地域社会や自治体の在り様を  
大きく変える

⇒地域社会の支え合い機能を強める仕組みづくり

⇒介護、障害、難病、生活困窮者、一人親世帯といった縦割りの克服(丸ごと⇒地域共生)

# 年齢階級別 所定内給与額の変化と要因（男性一般労働者）

- バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代（大卒の場合、1971年～1982年頃生まれ）を中心として、所定内給与額が過去の同世代と比較して減少。
- これは、採用抑制による給与水準の高い大企業の労働者割合の低下や、景気の長期低迷により大企業を中心に行われた賃金制度の見直しにより年功的な賃金カーブが抑制された影響が現在まで続いている可能性。



資料：厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室「賃金構造基本統計調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 調査産業計、企業規模10人以上。

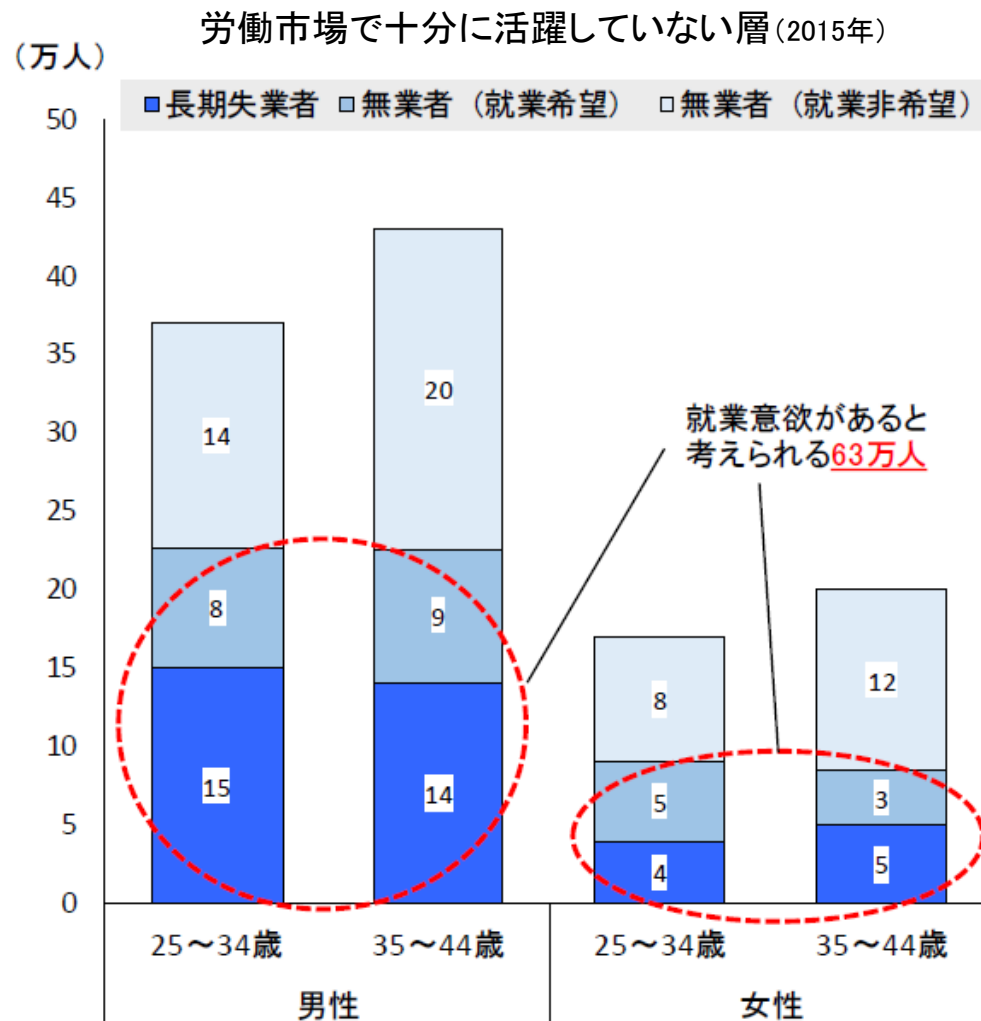
2. 常用労働者1,000人以上を大企業、常用労働者100~999人を中企業、常用労働者10~99人を小企業としている。

■ 企業規模別労働者比率の寄与  
■ 中企業の所定内給与額の寄与  
■ 大企業の所定内給与額の寄与  
◆ 所定内給与額の増減率

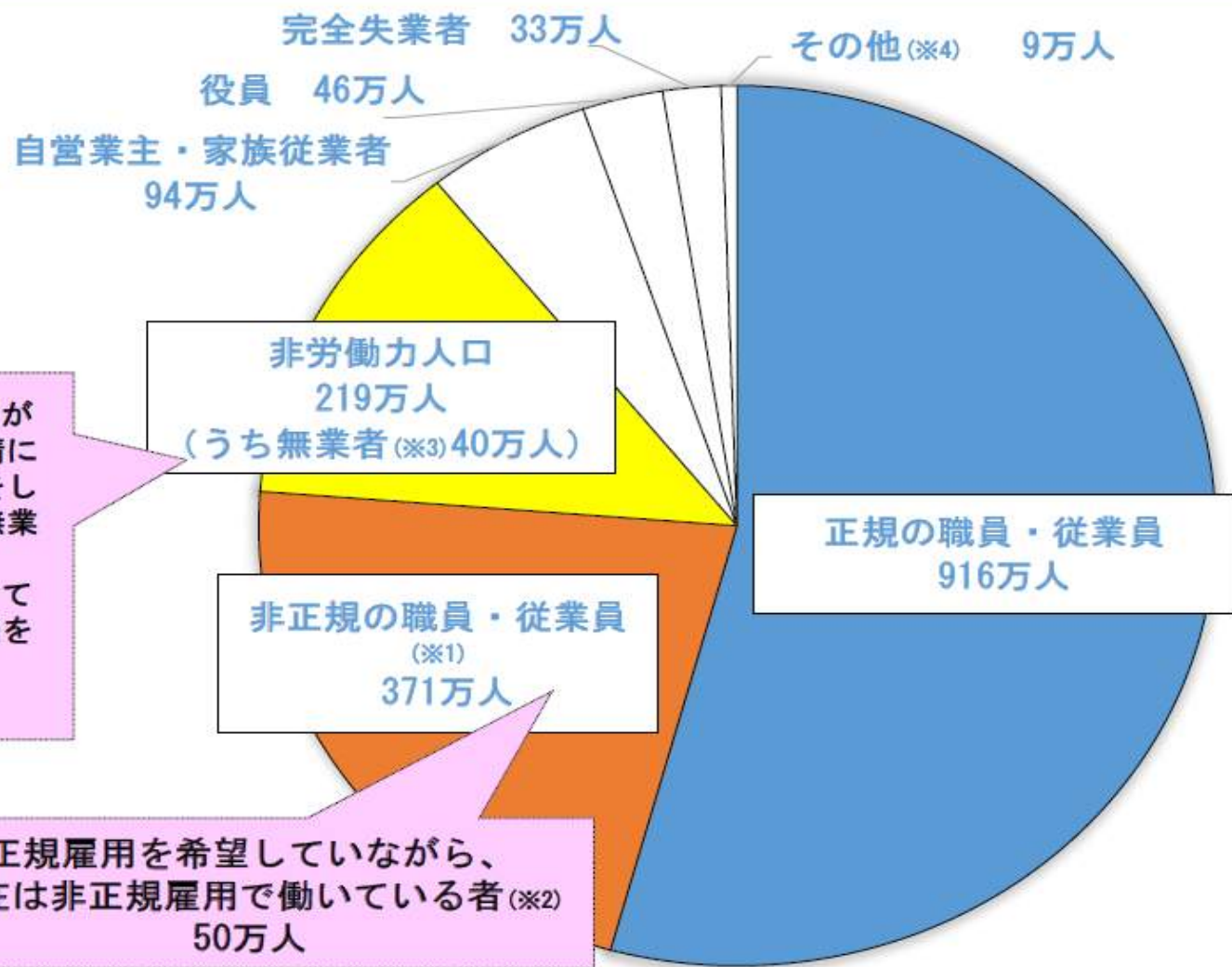
■ 小企業の所定内給与額の寄与

# 【就職氷河期】 就業意欲がある長期失業者、無業者が多い。

自治体戦略2040構想  
研究会報告



# 就職氷河期世代の中心層となる35～44歳の雇用形態等内訳 (2018年：1,689万人)



・就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者  
 ・社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者などが含まれる。

正規雇用を希望しているが、現在は非正規雇用で働いている者(※2)  
 50万人

「労働力調査基本集計(2018年平均)(総務省統計局)」に基づき内閣府作成。各項目万人単位のため、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(※1)「非正規の職員・従業員」は、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他に該当する者

(※2)「労働力調査詳細集計(2018年平均)(総務省統計局)」で、現職の雇用形態(非正規)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。このほか、潜在的な正規雇用希望者も想定される。

(※3)「無業者」の定義は、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

(※4)「その他」は、『従業上の地位不詳(就業していることは明らかであるが、勤めか自営かの別及び勤め先における呼称が未回答の者)』と『就業状態不詳(就業の有無の別が未回答の者)』の合計

# 市区町村の人口規模別分布(見通し)

2040年にかけて、人口5,000人未満の自治体が急増し、全市区町村の約1/4に達する見込み

人口	5千人未満		5千～1万人		1万～3万人		3万～10万人	
	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年
自治体数	249	406	230	226	429	414	496	402
割合	14.8%	24.1%	13.7%	13.4%	25.5%	24.6%	29.5%	23.9%
人口	10万～20万人		20万～50万人		50万～100万人		100万人以上	
年	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年
自治体数	152	116	91	86	24	22	11	10
割合	9.0%	6.9%	5.4%	5.1%	1.4%	1.3%	0.7%	0.6%

出典：実績値は「平成27年国勢調査」（福島県内の市町村を除く1682団体）、  
推計値は「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」（福島県内の市町村を除く1682団体）。

# サービス提供施設別の必要需要規模(3大都市圏を除く)

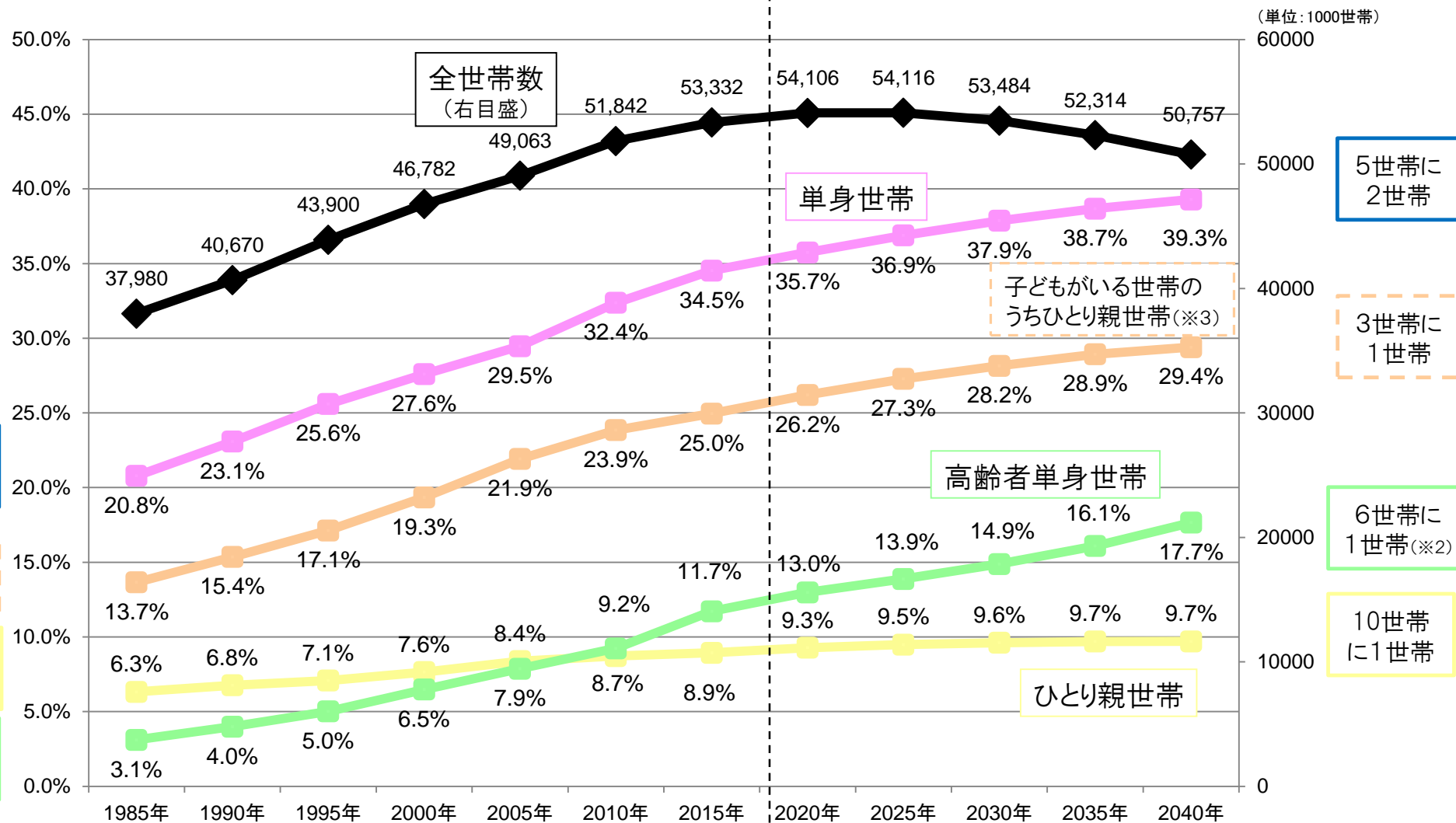
	存在確率 50%	存在確率 80%		存在確率 50%	存在確率 80%
飲食料品小売	500人	500人	税理士事務所	17,500人	27,500人
飲食店	500人	500人	救急告示病院	17,500人	37,500人
郵便局	500人	500人	ハンバーガー店	32,500人	52,500人
一般診療所	500人	500人	有料老人ホーム	42,500人	125,000人
介護老人福祉施設	500人	4,500人	ショッピングセンター	77,500人	92,500人
書籍・文房具小売	1,500人	2,500人	映画館	87,500人	175,000人
学習塾	5,500人	6,500人	公認会計士事務所	87,500人	275,000人
一般病院	5,500人	27,500人	大学	125,000人	175,000人
銀行	6,500人	9,500人	百貨店	275,000人	275,000人
訪問介護事業	8,500人	27,500人			
介護老人保健施設	9,500人	22,500人			

(資料)内閣府「地域の経済2016—人口減少問題の克服」2016年8月25日



# 世帯構成の推移と見通し

○ 全世帯数の伸びが止まり、2025年以降は減少が見込まれる一方、単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯などは、引き続き増加することが予想されている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3) 子どもがいる世帯のうちひとり親世帯=ひとり親と子の世帯/(夫婦と子の世帯+ひとり親と子の世帯)。また、子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



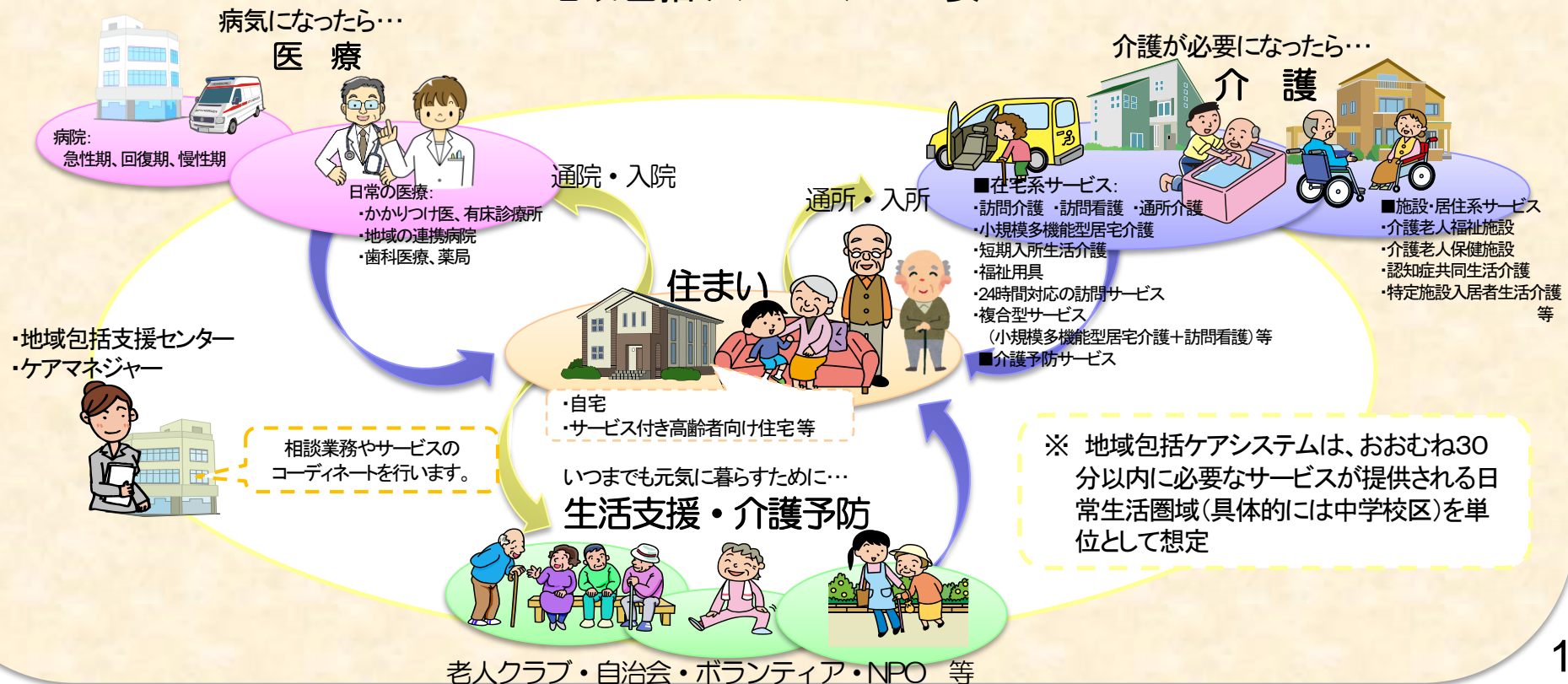
交通

.....

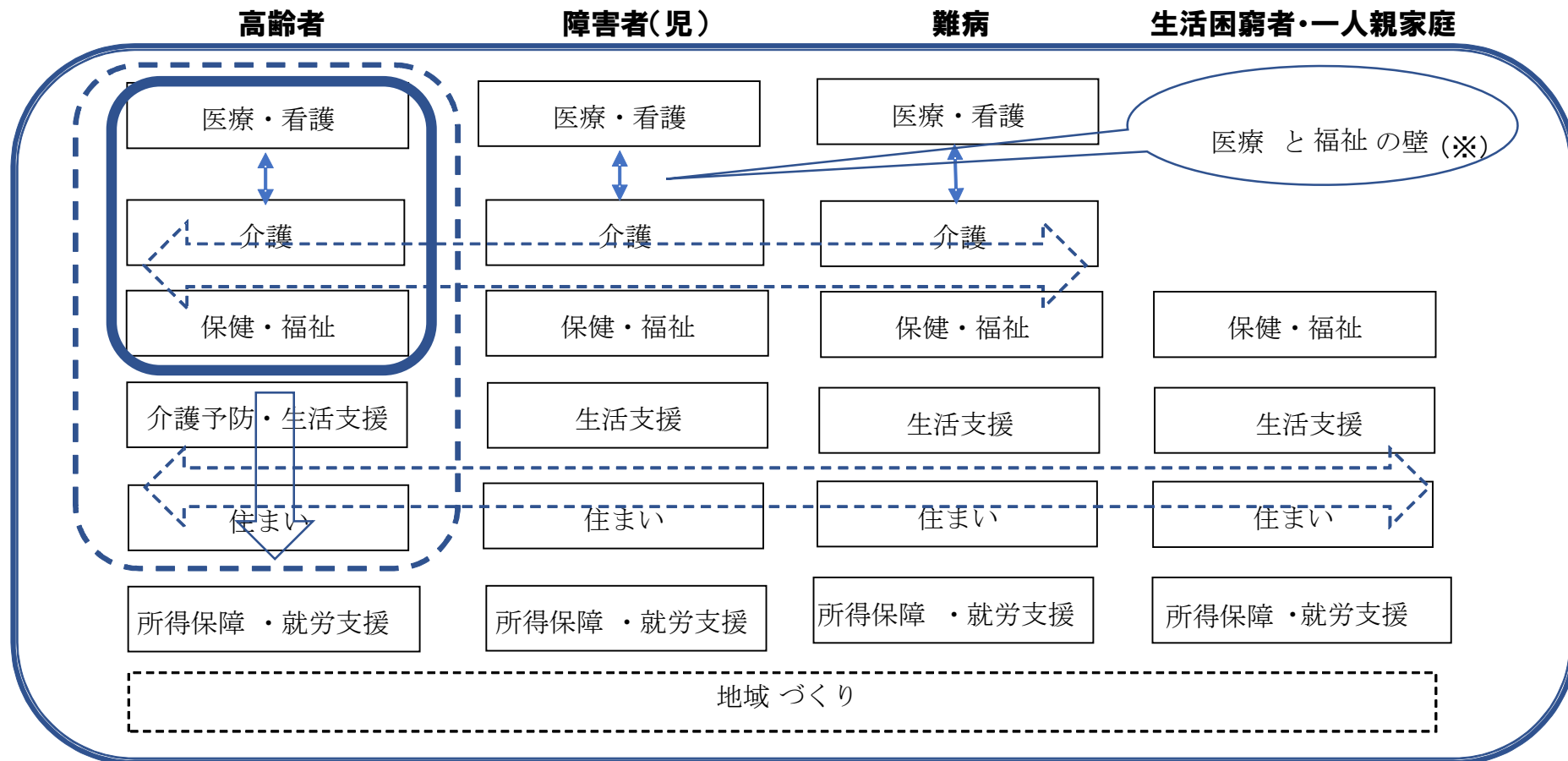
# 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を実現。**
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

## 地域包括ケアシステムの姿



# 医療・福祉連携⇒地域包括ケア⇒丸ごと(地域共生)へ



- 当初の保健・医療・福祉の連携
- 現在の「地域包括ケア（高齢者介護）」の範疇
- 「地域共生」の射程

(※)昭和62年厚生白書

今後、75歳以上の後期老年人口の増大に伴い、寝たきり老人や痴呆性老人の急増が見込まれている。これらねたきりや痴呆性等の要介護老人は、保健・医療ニーズと福祉ニーズを併せ持っていることが大きな特徴であり、その対策を進める上で、これまでの保健・医療・福祉が独立した縦割り型のサービスでは対応できず、保健・医療・福祉が一体となった総合型のサービスが要求される

# 支援の総合化(丸ごと)は、永遠の課題？

- ・ **長年、高齢者介護の分野において、「医療」と「福祉」の連携問題として議論**  
さ  
れてきた(昭和62年厚生白書)
- ・ **この30年で、介護保険によるケアマネジメント導入、近年のICTの活用等**  
によっ  
て一部改善。他方、一部の先進地域を除き、常に「課題」とされ続けている
- ・ **この間、ノーマライゼーション思想の普及、健康観・障害観の変化（医学モデル**  
ル  
からの転換（ICF））、当事者主義など、ケアを取り巻く考え方は大きく転換
- ・ **高齢者介護に続き、障害福祉、児童福祉、難病などの各分野で、次々に類似の**  
支援の枠組みが制度化  
⇒制度それぞれに、2～3年ごとに報酬や人員・設備のルールが細分化・複雑化
- ・ **「住まい」「就労」「教育」など隣接領域との連携も重要課題に**
- ・ **他方、家族や地域の機能低下により、複合的なニーズを抱える世帯が増加**  
⇒先進的な取り組みでは、制度の「縦割り」を超えて、サービスや相談体制を再編  
⇒生活困窮者自立支援制度(福祉分野における「丸ごと」)の創設

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国902福祉事務所設置自治体で  
1,313機関(H29年度))

### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施  
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

#### ◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

#### ◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

#### ◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

#### ◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

#### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

#### ◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

### 子ども支援

貧困の連鎖の防止

#### ◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

### その他の支援

#### ◇関係機関・他制度による支援

#### ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

## ◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

# 改正住宅セーフティネット法の概要 (平成29年10月25日施行)

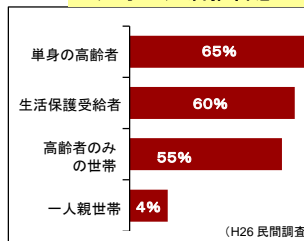
## 背景・必要性

### ○ 住宅確保要配慮者\*の状況

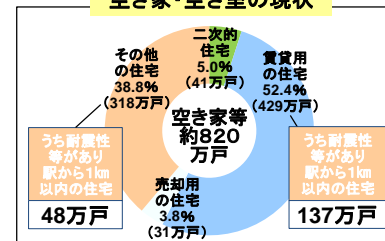
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%])
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇔ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

\* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など  
住宅の確保に特に配慮を要する者

### 大家の入居拒否感



### 空き家・空き室の現状



### ○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向



空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

## 法律の概要

○ 国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

### 登録制度の創設

#### ○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
  - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
  - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

#### ○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

#### ○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

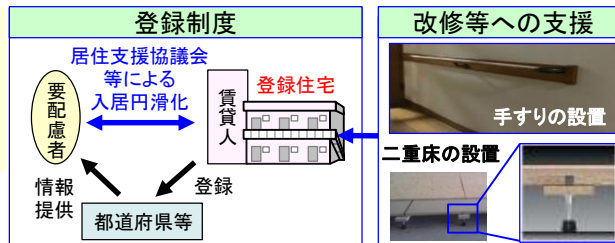
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数  
0戸 ⇒ 17.5万戸  
(年間5万戸相当)  
(2020年度末)



### 住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

#### ○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

#### ○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

#### ○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付\*を推進

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

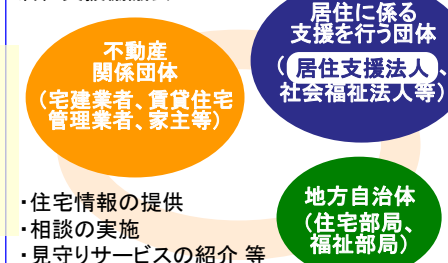
居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合  
39% (① 669+② 17=686市区町村)(2016年)  
⇒80% (①+② ≧ 1,393市区町村)(2020年度末)

### 居住支援協議会による支援の強化

居住支援協議会



# 「支え」「支えられる」関係を超えた地域づくり(我が事)

- 家族のつながりや地縁が希薄化する中で、専門職によるサービス(公的給付)に加え、新たな形で、住民自身が「集い」「見守り」「助け合う」機能が必要となっている
- 担い手は「住民自身」。しかし、自然発生的にできあがるわけではない
- つながりを構築するための「仕掛け」を考え、住民とともに(あるいは住民の一員として)、ネットワークを作り上げ、維持していく、核となるプランナー、コーディネーターが必要
- こうした連携が継続していくための「受け皿(プラットフォーム)」も必要

⇒日本全体に広げていくための手法の開発が課題



# 地域の実践例：「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」（北海道石狩郡当別町）

## 共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点（喫茶店）
- 高齢者の介護予防ボランティア
- 子どもたちの学び・遊ぶ場



### ◎障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場に



### ◎介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



### ◎体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

## 共生型地域福祉ターミナル



- 総合ボランティア拠点
- インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- 地域の日常的な世代間交流スペース



### ◎特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子どもも高齢者の生きがいを高めて活躍



### ◎子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



### ◎住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

## 共生型コミュニティー農園



- 障がい者の就労拠点（レストラン）
- 高齢者の就労拠点（農園）
- 男性団塊世代など多世代交流拠点



### ◎障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営（企業参加型）



### ◎認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修（農福連携）



### ◎団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

# 地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク（愛称：みま～も！）

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足。**
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)、民間企業が「協賛金」を出し合い活動**。参加する**住民(みま～もサポーター)**も会費を拠出。
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。
- 近接する和菓子店や飲食店で**新しい商品開発や売上増につながる、空き店舗がなくなる**など、**商店街の活性化にも貢献。**



## 元気かあさんのミマモリ食堂



# 地域の実践例：「地域完結型まちづくり」（滋賀県東近江市）

## 市の概要

人口：115,252人  
高齢化率：24.7%  
保護率：6.5%  
産業構造：  
1次産業4.4%、  
2次産業39.3%、  
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
  - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に障害者・生活困窮者の就労の場の創出と、薪生産・関連製造業が生まれた。

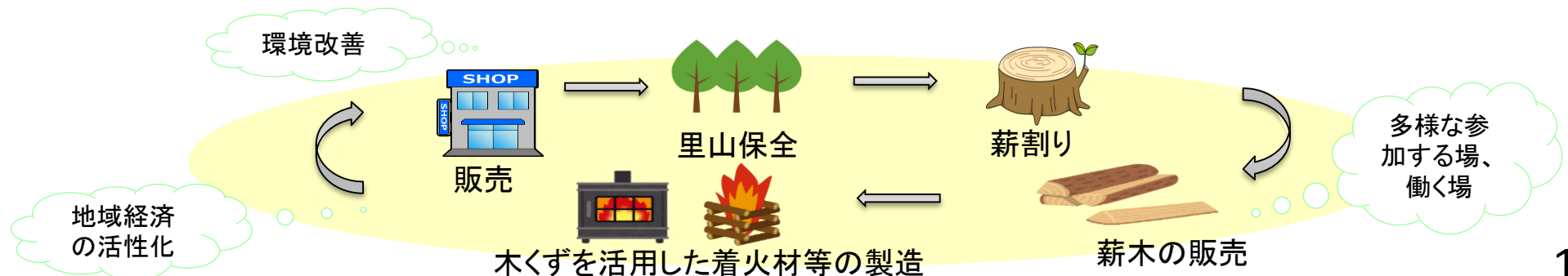
## 【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

## 【取組内容】

- 障害者・生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

○ 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、**里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。**



# 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

## 「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 改革の背景と方向性

### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 地域丸ごとをつなぐの強化

### 専門人材の機能強化・最大活用

## 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：**全面展開**

### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 平成29年の介護保険法等の改正（地域共生社会関係）

## 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）  
（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

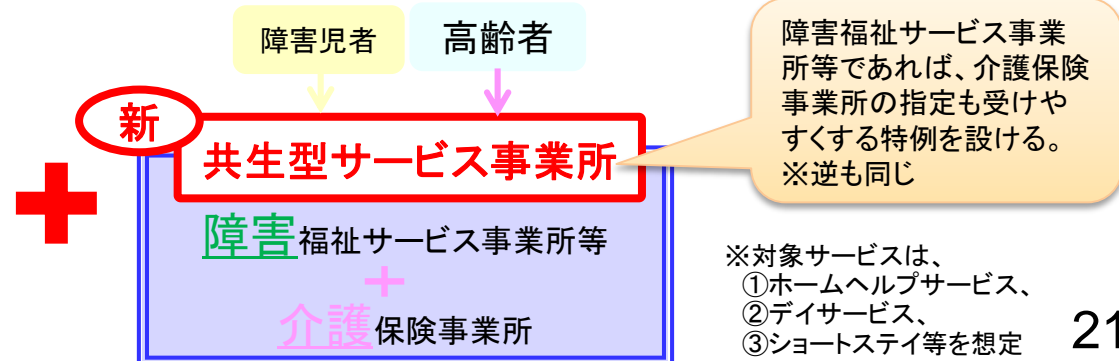
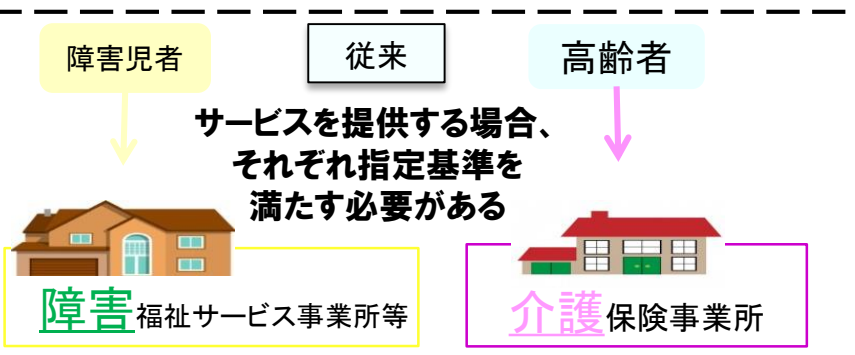
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（附則）

## 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける。**



- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

## I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）
  - ・「断らない」相談支援
  - ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
  - ・地域における伴走体制の確保

- ※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
  - ・地域におけるひきこもり支援の強化

## II 地域共生に資する取組の促進

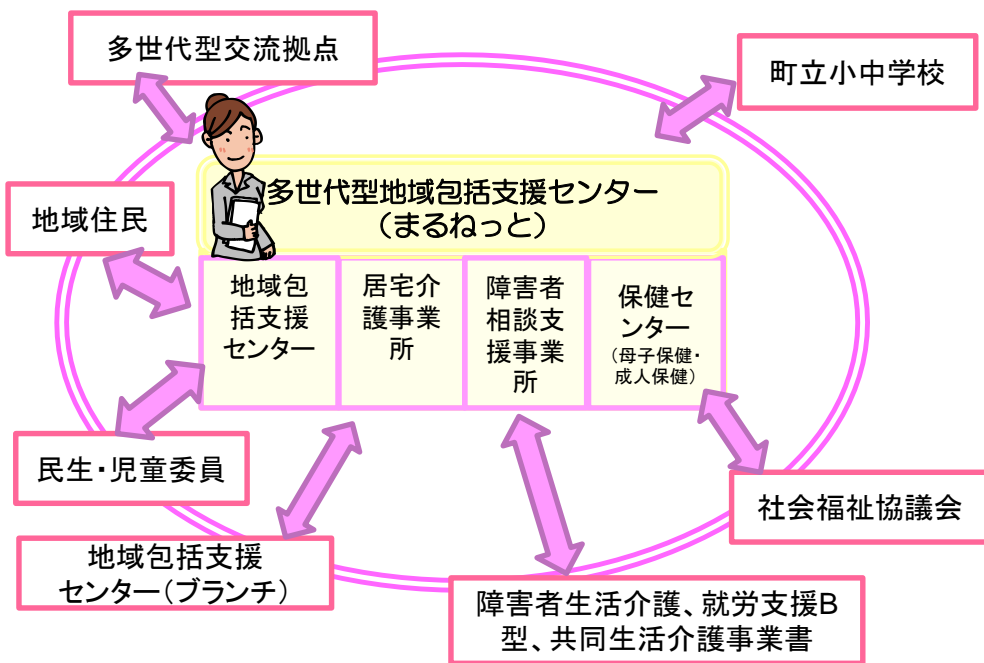
- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進
  - ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
  - ・民間からの資金調達の促進
  - ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
  - ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策の促進

## III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
  - ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

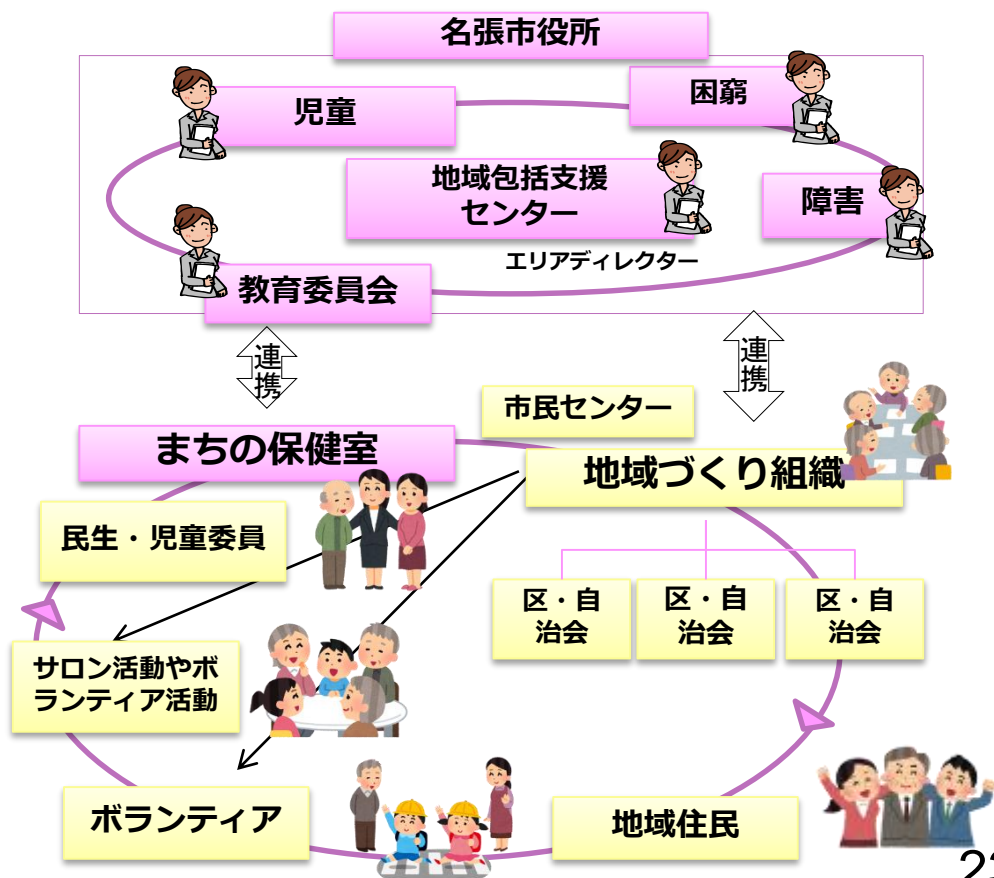
## 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



## 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



# 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

## 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

## 2 費用の計上について

○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。



# 相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

<p>A町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p>⇒会計検査において、<b>地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</b></p>
<p>B市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。</li> </ul> <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、<b>按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</b></p>
<p>C市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p>⇒会計検査により、「<b>国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない</b>」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

# 現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
<b>介護</b> (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
<b>障害</b> (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意の実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
<b>子ども</b> (利用者支援事業基本型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	415市町村	720カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
<b>生活困窮</b> (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	902自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,324機関 (平成30年4月時点)

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

## 1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

## 3 構成員（案）（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会半田市 障がい者相談支援センター センター長	堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

## 4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間取りまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

## 1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、  
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をコミュニティにつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点  
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点  
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

## 2 具体的な対応の方向性

### (1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。  
・ 断らない相談支援      ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）      ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

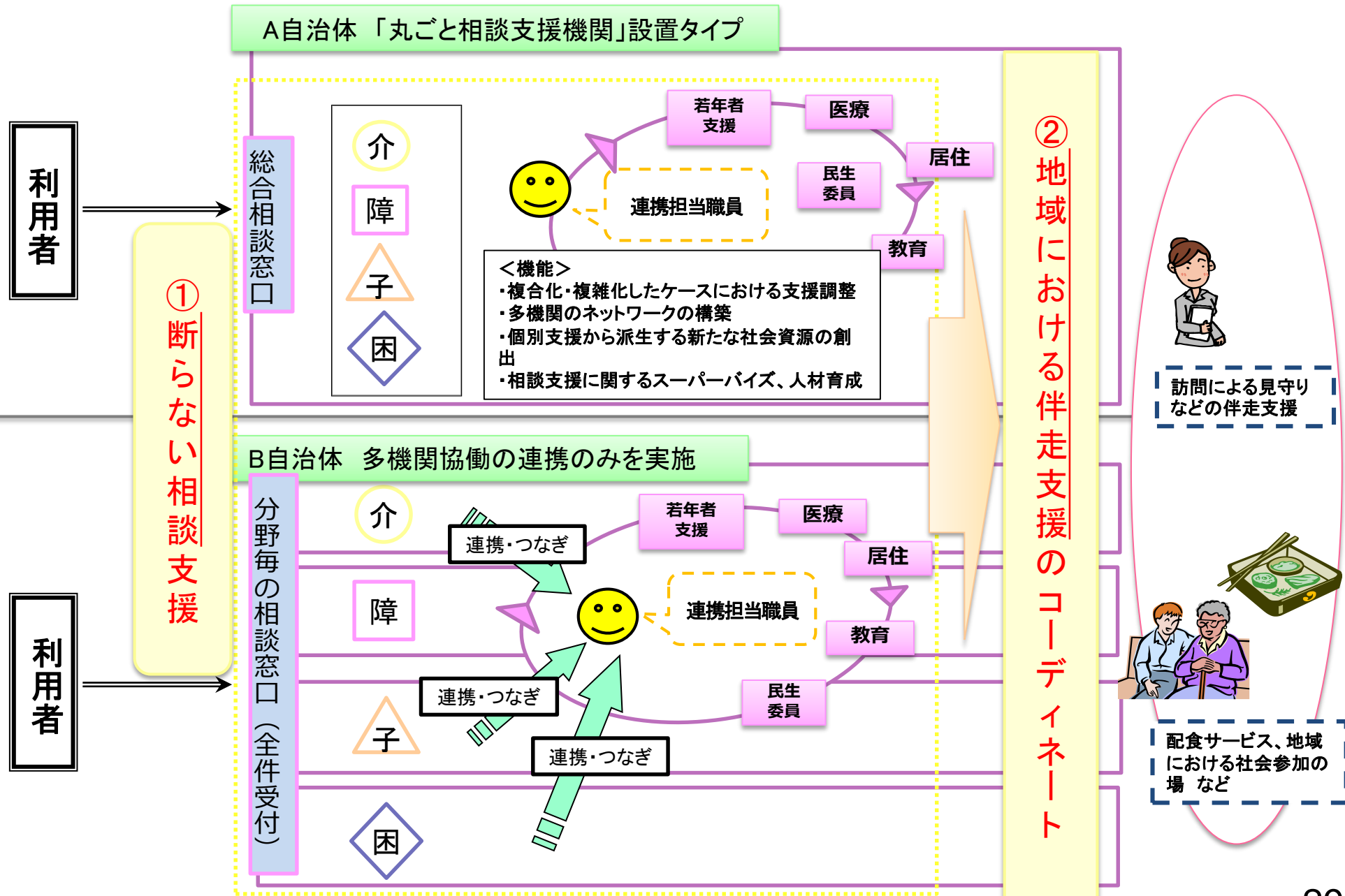
### (2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

## 3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

# 新たな事業の支援フロー(イメージ)



# 新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
  - －社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
  - －地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。

## 【地域住民同士のケア・支え合う関係性の育成支援】

場の機能

地域づくりをコーディネートする機能

日常の暮らし  
の中での  
支え合い

コミュニティ  
(サークル活動等)

既存の社会資源の把握と活性化

新たな社会資源の開発

地域活動  
(見守り等)

居場所を  
はじめとする  
多様な場づくり

住民・社会資源・行政間の  
ネットワークの構築

人と人、人と社会資源のつながり

身近な地域  
(地縁組織等)

属性にかかわらず、  
地域の様々な相談を  
受け止め、自ら対応  
又はつなぐ機能

相談の受けとめ

解決に向けた対応

権利擁護のための支援

社会との接点の確保・包摂の支援

社会とのつながりや  
参加を支援する機能

## 【参加支援】

制度の狭間・隙間  
や、課題が複合化・  
複雑化したケースに  
おける支援調整

個別課題としては明  
らかではない場合に  
ついて、継続的にか  
かわり続ける支援

多様な社会参加・就労の支援

住まいの確保のための支援

## 【断らない相談】

多機関協働の中核  
の機能

多機関のネットワークの構築

個別支援から派生する新たな社会資源・仕組  
みの創出の推進

相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成

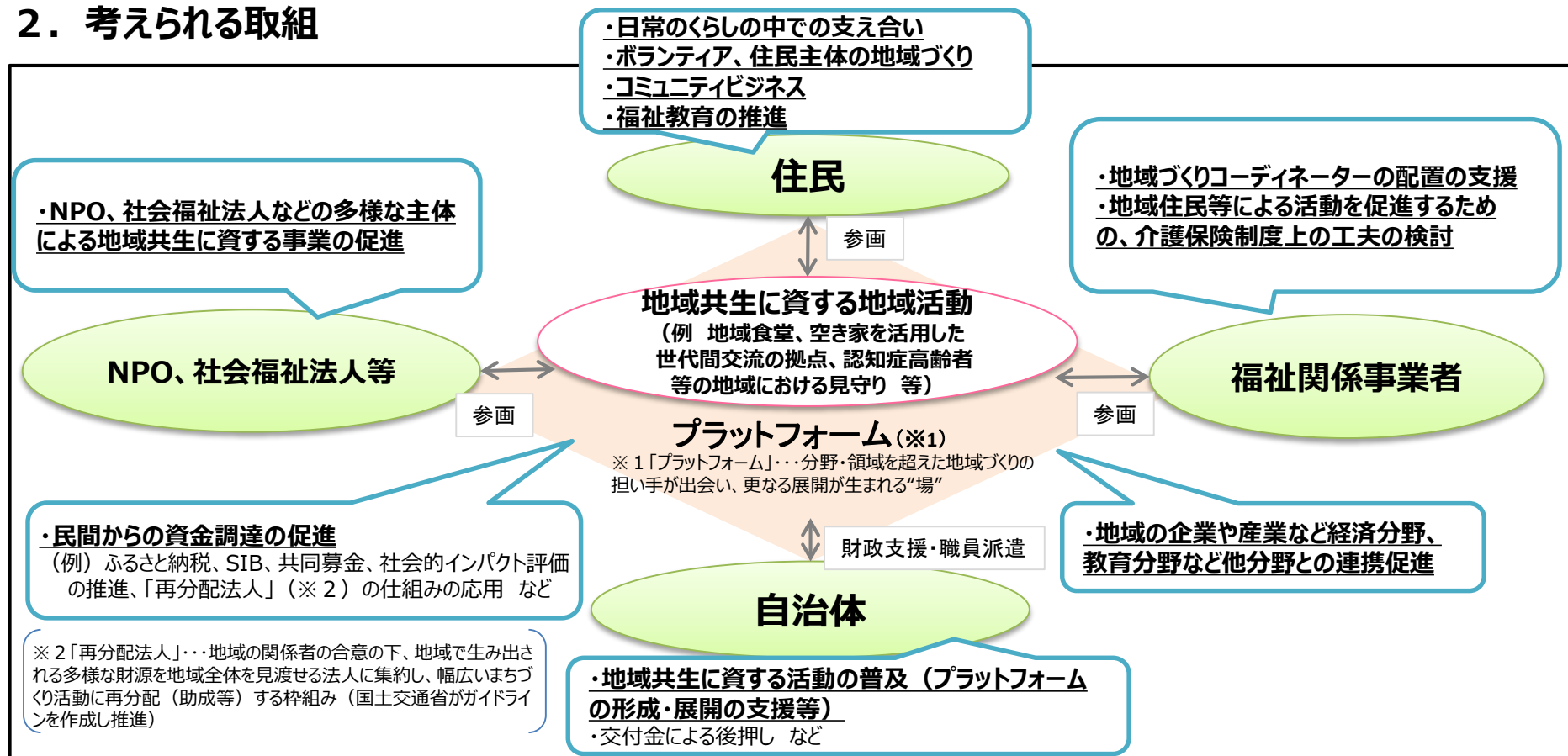
## 財政支援に関する考え方

- ◆ 相談支援など地域における支援体制の構築に対する財政支援の仕組みは、属性（制度）ごとに、事業の性格や、国による財政支援の性質などが異なる。
- ◆ 市町村による運用において一体的実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図るためには、このような制度ごとの違いを整理した上で、新たな財政支援の仕組みを構築する必要がある。
- ◆ その際、自治体における事業実施の柔軟性と、自治体による積極的な事業実施の支障とならないような財政保障を図りつつ、検討を行う必要があると考えられる。

### 1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

### 2. 考えられる取組



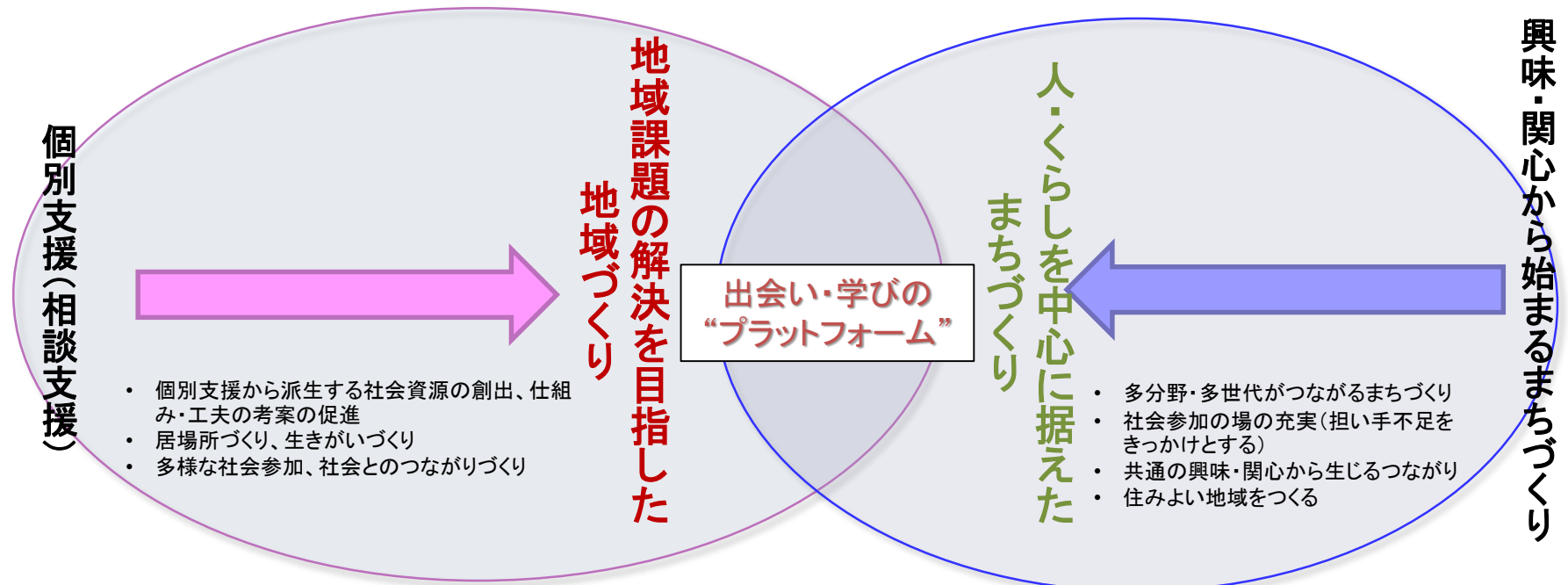


# 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

## 福祉サイドからのアプローチ

## まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



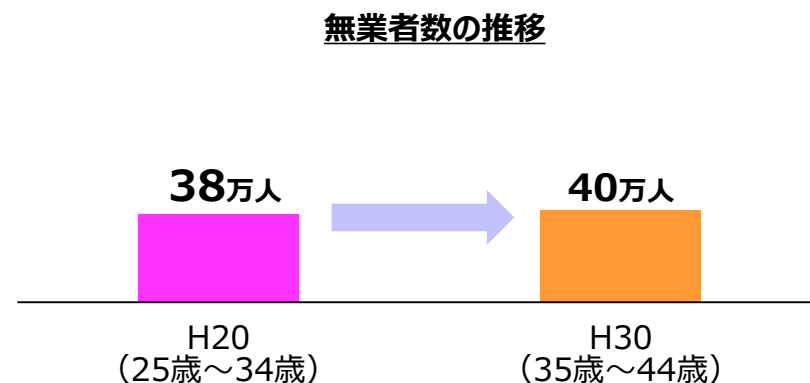
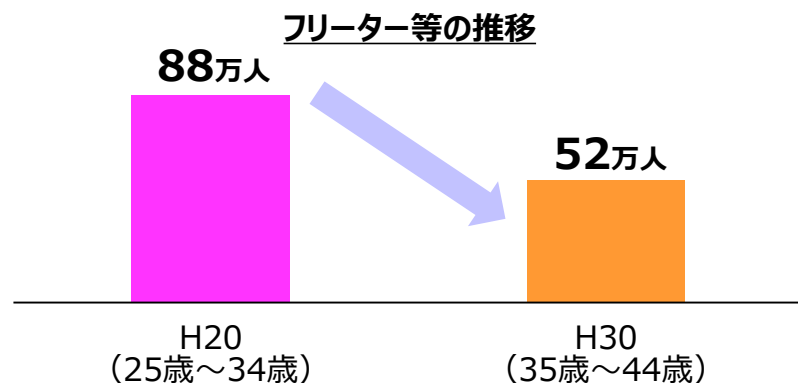
# 就職氷河期世代に対するこれまでの取組と課題

## I

### これまでの取組

- 平成18年以降のフリーター・ニート等を対象とした再チャレンジ施策や、経済環境の変化等により、**就職氷河期世代に概ね該当する現時点で35歳～44歳の層の就業状況は、10年前（当時25歳～34歳）と比べて**
  - ・ **フリーター等の数は約36万人の減少**
  - ・ **無業者数は概ね横ばい（他の世代と同水準）**

※ なお、この世代の不本意非正規の割合（平成30年）は、14.1%となっている。（全体：12.8%）



（出典：総務省「労働力調査」）

## II

### 課題

- 取り残された人々が一定数存在。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。**  
（原因）学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、**安定した職業に転職する機会が制約されやすい。**
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤やセーフティネットが脆弱。**

※ 不本意非正規については、ハローワークにおける正社員就職の実現、無期転換ルールの周知やキャリアアップ助成金の活用、同一労働同一賃金の円滑な施行を通じた待遇改善などに取り組む。

# 就職氷河期世代支援プログラム（3年間の集中支援プログラム）の概要

## 基本認識

## < 政府挙げての本格的支援プログラム >

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っている。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

(全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で)



- 就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。
- 支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。3年間の取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。
- 社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

## 施策の方向性

### 《相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援》

#### ○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

- ・支援対象者が相談窓口を利用する流れづくり
- ・ハローワークに専門窓口を設置、専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援
- ・地方自治体の無料職業紹介事業を活用したマッチングの仕組みを横展開

#### ○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

- ・仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラム、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業等のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等の整備
- ・「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、受講を支援

#### ○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

- ・採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の推進
- ・各種助成金の見直し等による企業のインセンティブ強化
- ・採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例の横展開

#### ★民間ノウハウの活用

- ・就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果連動型の業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、取組を加速

### 《個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援》

#### ○アウトリーチの展開

- ・潜在的な対象者に丁寧な働きかけ、支援情報を手元に届け、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行うため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能の強化、関係機関の連携促進

#### ○支援の輪の拡大

- ・断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の促進、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じた、当事者に寄り添った支援

※以上の施策に併せて、

- ・地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用促進
- ・官民協働スキームとして関係者で構成するプラットフォームを形成・活用し、就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成、一人ひとりにつながる戦略的な広報の展開
- ・被用者保険（年金・医療）の適用拡大
- ・速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

# 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

- 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

就職・正社員化の実現  
多様な社会参加の実現

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

## I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

## II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
  - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
  - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

### ◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

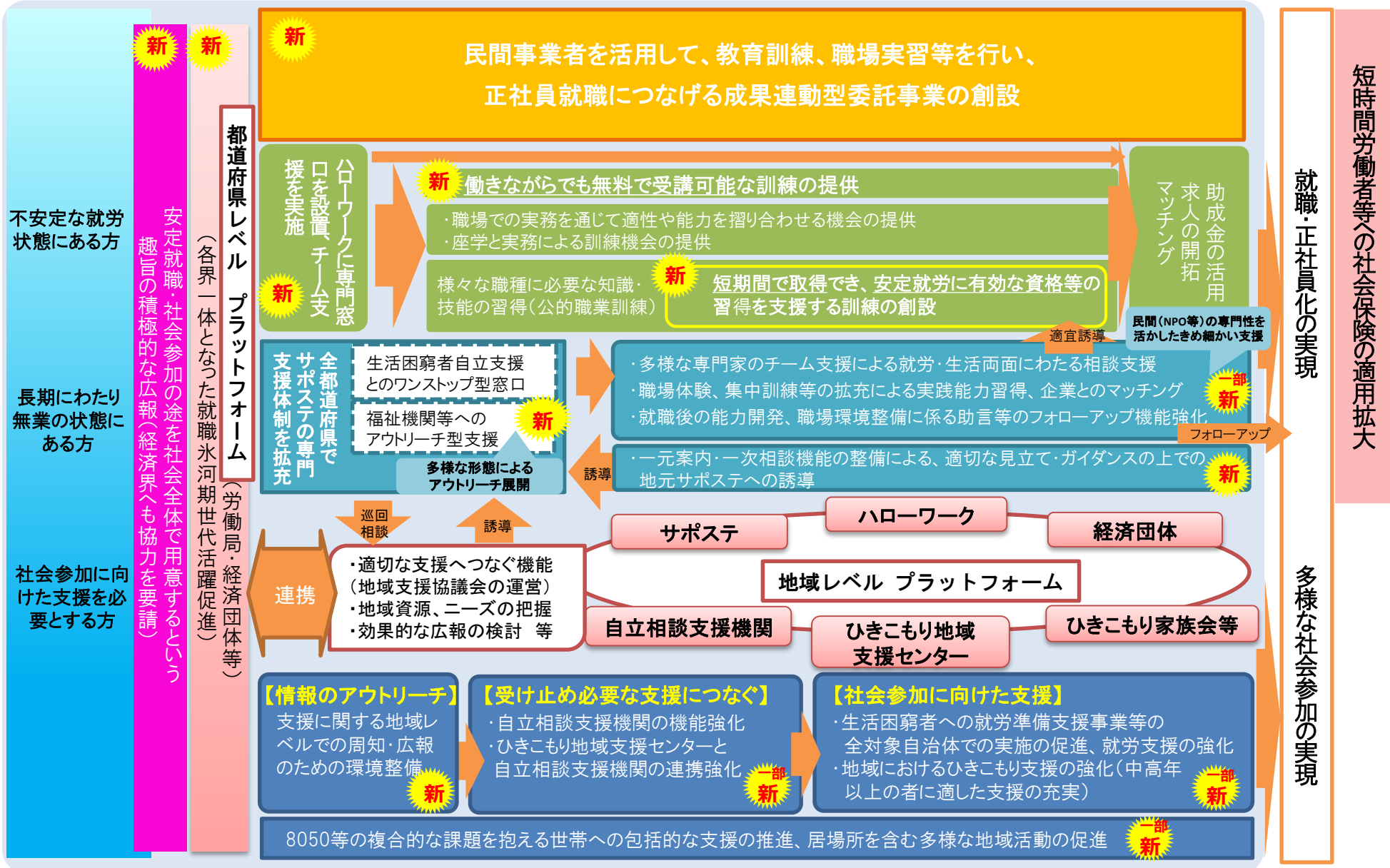
### ◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
  - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
  - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
  - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

### ◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

# 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）



## 都道府県レベルのプラットフォーム（各界一体となった就職氷河期世代の活躍促進）

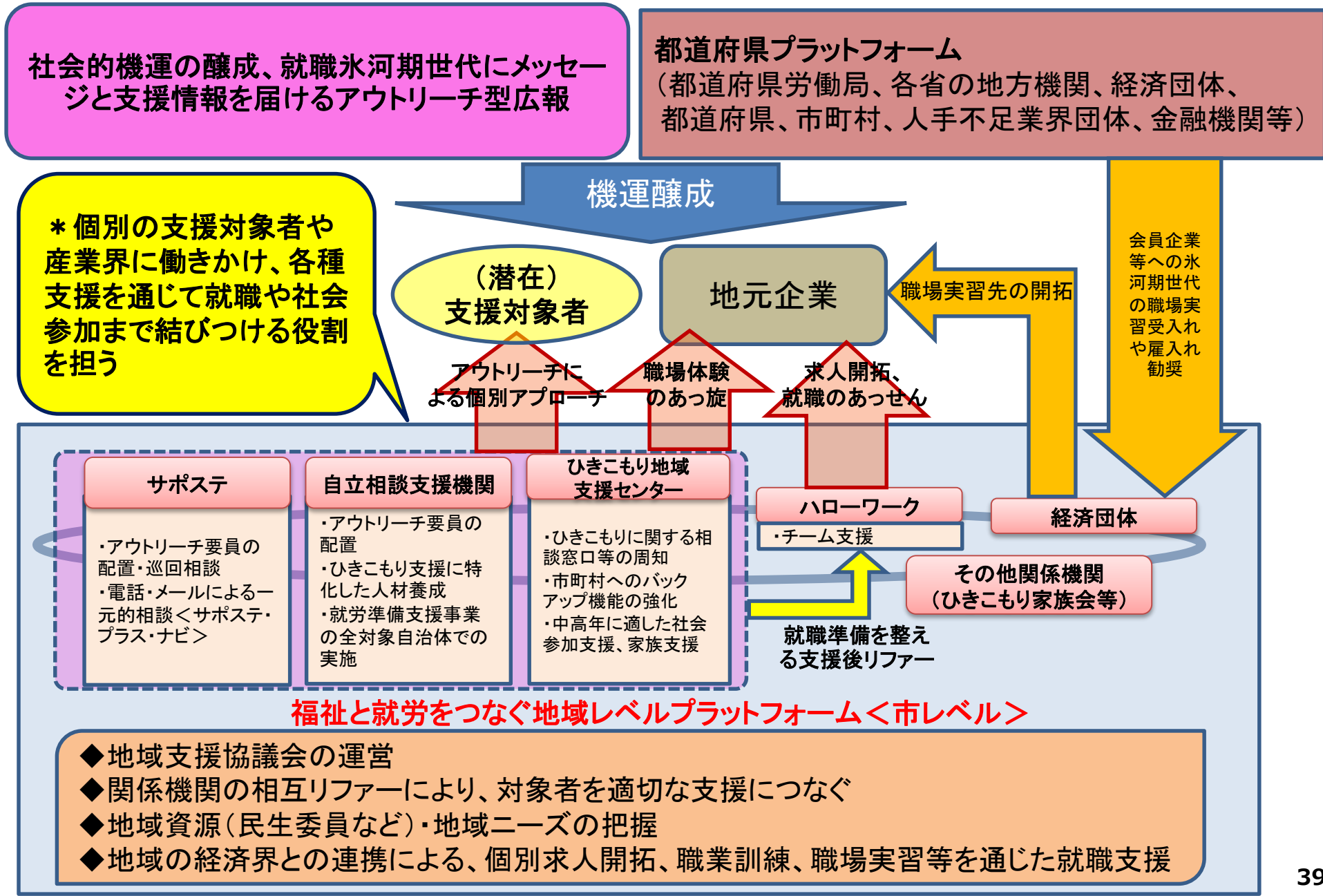
### 【構成メンバー】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテク、経済団体、（人手不足）業界団体、金融機関 等

### 【取組内容】

- 都道府県ごとの事業実施計画・KPIを設定して進捗管理
- 就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- 行政支援策等の周知
- 行政側は職場体験・実習機会のニーズ（希望者数、希望する体験等の内容）を取りまとめて経済団体に協力依頼、経済団体は傘下企業と連携して、職場体験・実習機会先・数を確保・取りまとめて提供する。
- 経済団体は、労働局や関係府省、サポステと連携して、傘下企業に対して以下の取組を要請
  - ✓ 就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等の積極的参加
  - ✓ 経済団体等が実施する事業主向けイベントで就職氷河期世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
  - ✓ 地域レベルのプラットフォームへの積極的協力 等
- 各自治体、各府省は、地域資源や地元の経済団体を活かした各種取組の周知啓発を推進
  - ✓ 地域の様々な関係機関との連携によるポスター掲示
  - ✓ 市町村・地域レベルプラットフォームと連携し、地域における介護事業者、民生委員、自治会での回覧板を通じたリーフレット配付などを推進 ⇔ 広報事業との連携
- 労働局、各府省、（人手不足）業界団体が連携して、「〇〇の資格を持っている（〇〇の訓練を受けている）方なら、年齢や職務経験を問わず、正社員の途があります」等のメッセージの発信

# 福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現

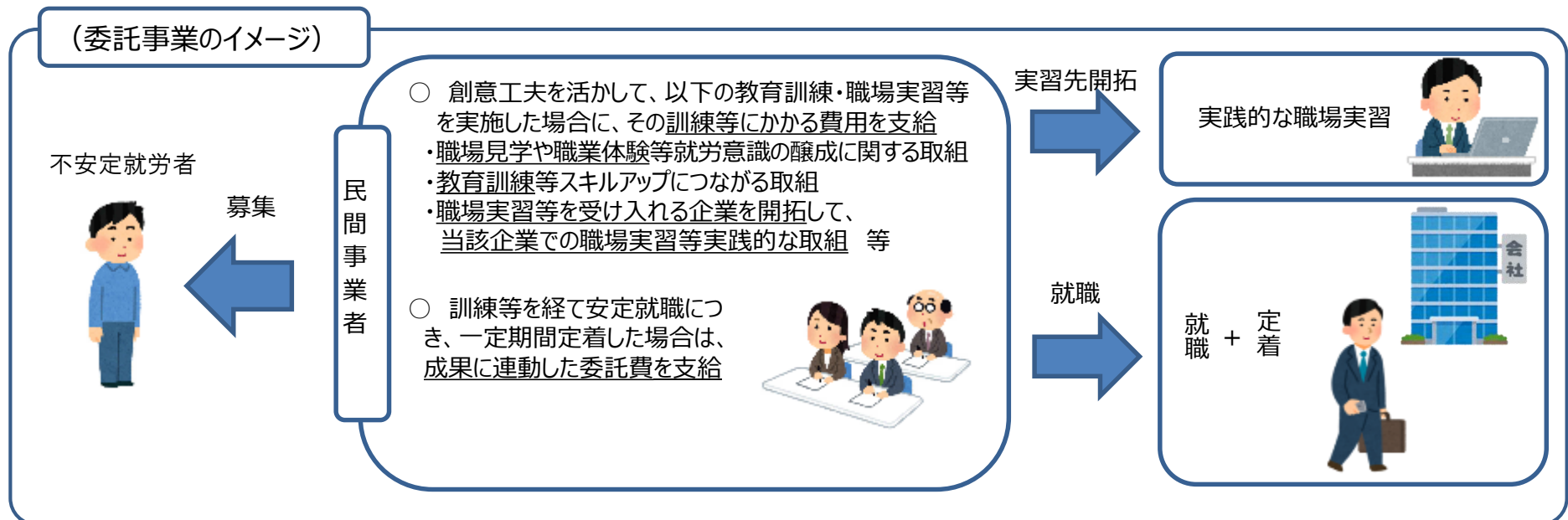


# 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援

- 就職氷河期世代の多種多様な課題に対応するとともに、今後3年程度で集中的に支援し、安定就職の流れを加速化させるためには、国だけではなく、民間事業者による創意工夫を活かした支援も併せて活用することが重要である。
- このため、特に不安定就労者の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定就労者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職（正社員就職）につなげる事業の創設を検討する。

実施形式：就職氷河期世代の不安定就労者の多い全国10か所程度（P）の都道府県労働局を選定して、委託事業（成果連動型）にて実施。

- 取組内容：① 不安定就労者に対して、創意工夫を活かして、最大6ヶ月程度（P）の教育訓練、職場実習等を実施する場合に、その訓練等にかかる費用を支給
- ② 訓練等を経て安定就職し、一定期間定着した場合は、成果に連動した委託費を支給

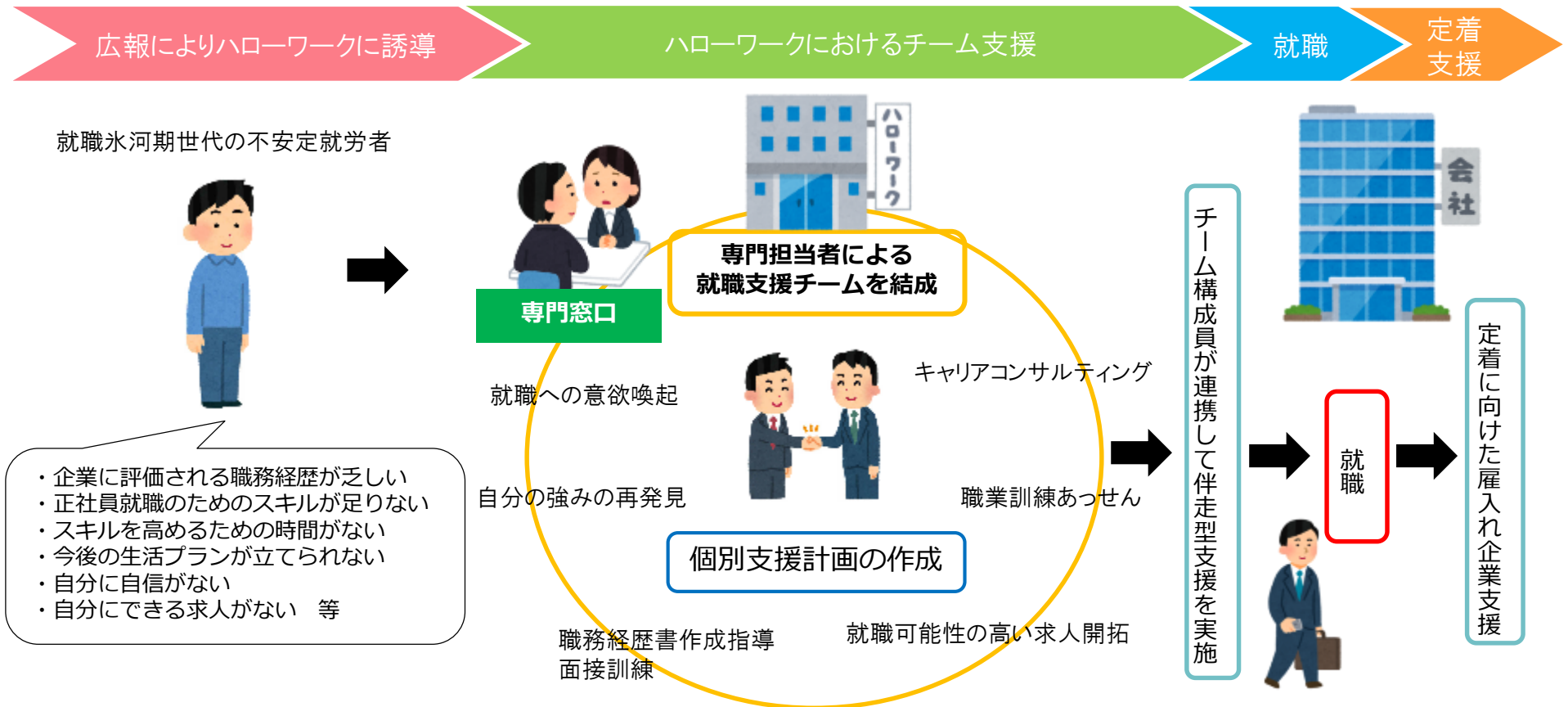


※ 実施箇所数、訓練期間、委託費の額（成果に連動した委託費を含む。）については、今後、要精査



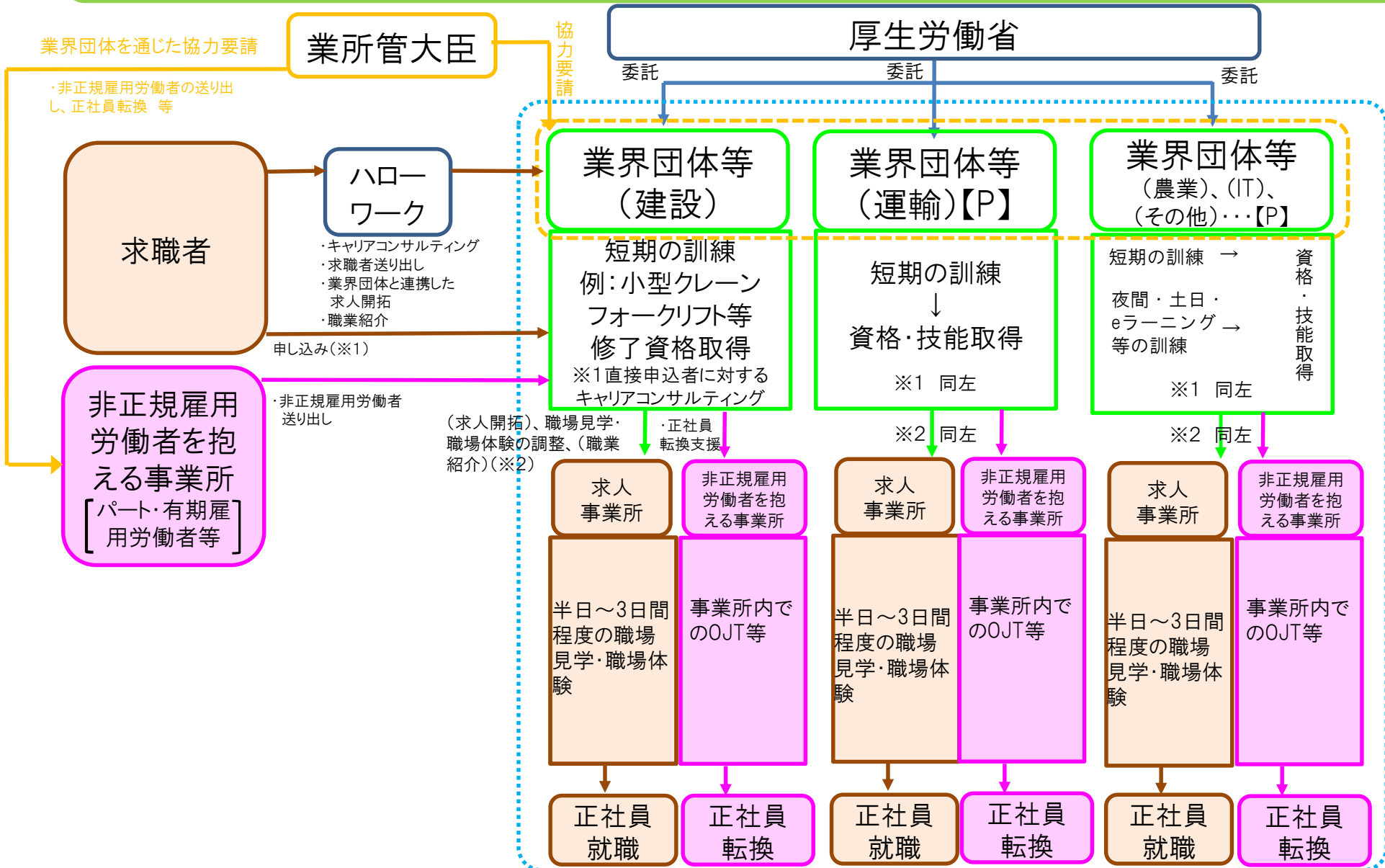
# ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施

- 就職氷河期世代の不安定就労者については、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。



# 業界団体等と連携し、短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援

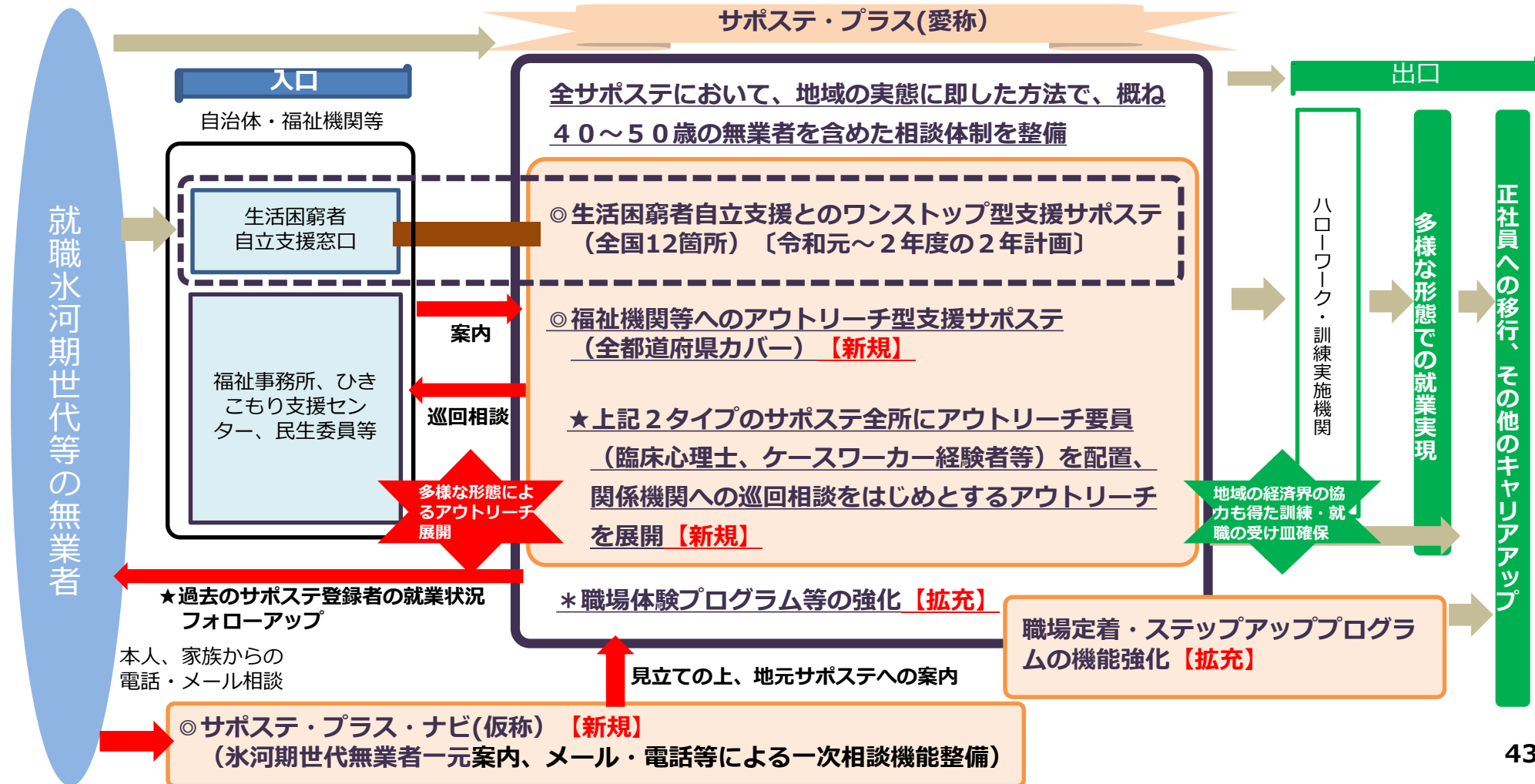
就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等(例. 運輸・建設関係)の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。



# 地域若者サポートステーションの取組強化

就職氷河期世代の無業者が直面する、就職、職業的自立の実現に向けた困難、複合的な課題に鑑み、これまで概ね40歳未満の若年無業者等の自立支援拠点として実績を上げてきた地域若者サポートステーション（サポステ）の専門知見を積極活用し、「入口」での福祉施策とのワンストップ型・アウトリーチ型の組合せ等による支援対象者を把握し、働きかけ、支援する体制を全国的に整備する。

また「出口」でのハローワークの就職支援・訓練プログラム、企業との連携強化を図り、就職・正社員化等の職業的自立につながる働き方実現を強力に推進する。（サポステ・プラス（愛称））



地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取組

8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- ・「断らない」相談支援体制の整備
- ・地域における伴走体制の確保 など

## 「就職氷河期世代」の背景・課題

- 「就職氷河期世代」であって生活支援等を必要とする人がどこにどれだけ存在するかも見えづらく、市町村等において課題として顕在化しにくい  
→ 支援の必要な人に関する情報やその支援に関するノウハウ・地域の資源に関する情報共有の不足
- 行政の側から、ひきこもりの認定をすることはできず、あくまで、ひきこもり状態にある本人やその家族などからの支援の要請があって、初めて支援が開始  
→ 支援に関する情報が本人やその家族に確実に届いてない

## 重点的な強化

### 情報の“アウトリーチ”

- 支援に関する地域レベルでの周知・広報の推進のための環境整備
- 必要な支援の情報が本人や家族の手に

### 受け止め必要な支援につなぐ

- 生活困窮者自立相談支援機関のアウトリーチの機能強化
- ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

### 社会参加に向けた支援

- 生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進、就労支援の強化
- 地域におけるひきこもり支援の強化（中高年以上の者に適した支援の充実）

← 一方向ではなく、本人・家族の状況に合わせた継続的な伴走支援 →

# 市町村によるひきこもり支援の事例（愛知県豊明市）

- 市役所内に相談窓口を設置（市社会福祉協議会に委託）。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先（社会福祉協議会）が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

## 豊明市のひきこもり支援体制図

人口：68,691人（平成30年10月1日時点）

○相談件数  
（平成30年4月～12月）  
電話：153件  
来所：85件  
その他（メール、手紙）：26件

情報発信 市広報 ホームページ フェイスブック 講演会 ニュースレター

### 市役所

社会福祉課

産業支援課

子育て支援課

家庭相談員との連携

学校支援室

卒業後の支援体制構築

健康長寿課

対象者の発見  
情報提供

会議・研修等

県ひきこもり地域支援センター

### 居場所支援

（豊明市社会福祉協議会が運営）  
…相談を通じて参加者が集まる

○「フリースペース・スワロー」  
（豊明市総合福祉会館 視聴覚室）  
・毎週水曜10:00～15:00  
・ゲーム、読書等自由に過ごせる  
・就労に向けて学び直しをしたい人向けに学習支援を随時行っている

○「家族のつどい」  
（豊明市総合福祉会館 視聴覚室）  
・毎月第一水曜日  
13:30～15:00  
・家族同士が交流できる場

### 豊明市社会福祉協議会

ひきこもり相談窓口「はばたき」

障がい者基幹相談支援センター

自立生活相談センター（生活困窮）

保健所

情報共有

若者サポートステーション

出張相談  
情報共有

医療機関

就労体験

企業  
（市内8企業）

### サポーター活動

- ・市主催のサポーター養成研修を実施。
- ・民生委員、福祉職、教員、行政関係者、ひきこもり支援に関心のある地域住民や当事者家族などが参加。
- ・サポーター派遣の利用申請があれば、マッチングを重視した選定を行い派遣する

### 【研修会の様子】



# 市町村によるひきこもり支援の事例（岡山県総社市）

体制

- ひきこもり事例の個別相談に対応する中で、ひきこもり支援は社会全体の課題であると位置付け、組織的な支援体制を検討するために、「ひきこもり支援等検討委員会」を設置。検討委員会で、実態調査・分析・検討の上、平成29年4月にひきこもり支援センター「ワンタッチ」を設置。その後も検討委員会は継続し、センター運営・計画・推進・予算執行・規定制定等について審議。
  - ひきこもり支援センターは、市社会福祉協議会が受託して実施。市社会福祉協議会では、ひきこもり支援センターのほか、生活困窮者支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど横断的な総合相談支援体制を構築。
  - ひきこもり支援センターでは、専属職員2名（精神保健福祉士・社会福祉士）が、電話、来所、訪問等で相談対応し、関係機関、地域と協働して支援を展開。
- 取組
- サポーター研修・サポーター定例ミーティングを実施し、活動を共有。当事者・専門職・サポーターによる居場所設置を企画し、空き屋を活用した居場所を設置。
  - 当事者家族を対象に家族会「ほっとタッチの会」を設立。居場所を利用し月1回活動。
  - 検討委員会において、支援者養成WG・事例検討WG・社会参加WGをそれぞれ開催。

## ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用までのプロセス

H27. 8～H28. 9

H28. 10～H29. 3

H29. 4～

ひきこもり支援等検討委員会による検討（センター設置に向けて準備）

H29.4

ひきこもり支援等検討委員会（運用・計画審議等）

検討会開始

H28.1 民生委員・福祉委員向け研修会

市内17全地区でひきこもり支援地区懇談会を実施し支援対象者の実態把握

実態把握から得られたデータ分析

ひきこもり支援センター設置

センター事業運用

人口：69,052人（平成31年4月末時点）

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収  
【把握人数】207人

○相談件数（平成30年4月～平成31年3月）

- ・電話：766件
- ・訪問：518件
- ・来所：855件
- ・その他（メール、手紙）：190件

## 横断的な総合相談支援体制



ひきこもり支援センターの運営、計画、推進等にかかることを一体的に検討

- ・個別支援事例について協議検討
- ・サポーター養成講座等の企画
- ・就労体験、ボランティア体験、中間就労、生活支援サービスなど多様な社会参加の形態創出を検討
- ・市内社会福祉法人連携の検討 など

## ひきこもり支援等検討委員会（2ヶ月に1回開催）



- ひきこもりサポーター養成講座 全5回講座／年
- 当事者・家族・民生委員・福祉委員・ボランティア・大学生など
- サポーターフォローアップ研修 フリースペース見学や専門家による研修
- サポーター定例ミーティング
- 活動を共有、あらたな発見等につなげる

- 居場所開設 相談支援で関わる事例からイメージした「居場所」を当事者・専門職・サポーターを交え企画実施
- 空き屋を活用し「居場所」設置

- 家族会「ほっとタッチの会」設立 当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図る。「居場所」を活用し、毎月1回活動している。

- 地域との協働支援事例
- ・民生委員から、家族（3人）が、ひきこもり状態で近所づきあいがなく庭木が伸びて近所が困っている、挨拶しても返事がないとセンターに相談
- ・地域包括支援センター、民生委員と繰り返し訪問し、地域住民との関係ができ、庭木の剪定ができた。

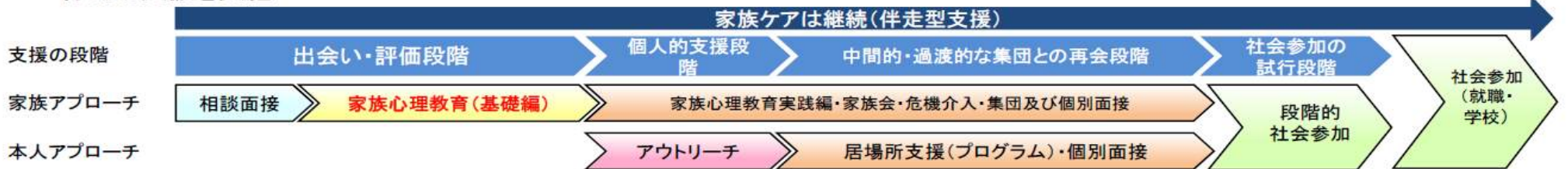


作成：厚生労働省

# 市町村によるひきこもり支援の事例（山口県宇部市）

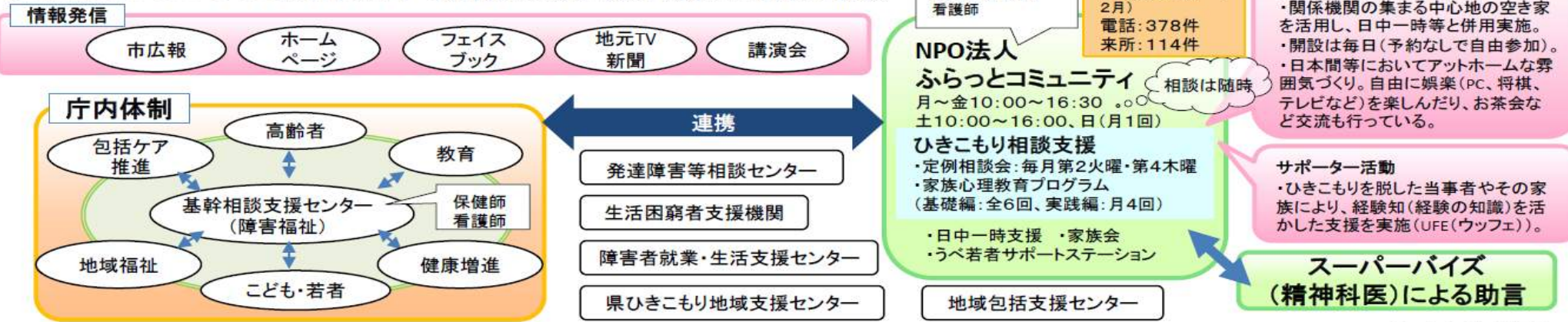
- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議（月1回）を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施（精神保健福祉士、看護師が相談に対応）。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受けるなか、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守るなか、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職（精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師）がサポーターに登録し、派遣（アウトリーチ支援含）されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会というように、家族のニーズに合わせたグループでの相談会（家族心理教育実践編）を開催している。

## 一体的な支援を実施



## 宇部市のひきこもり支援体制図

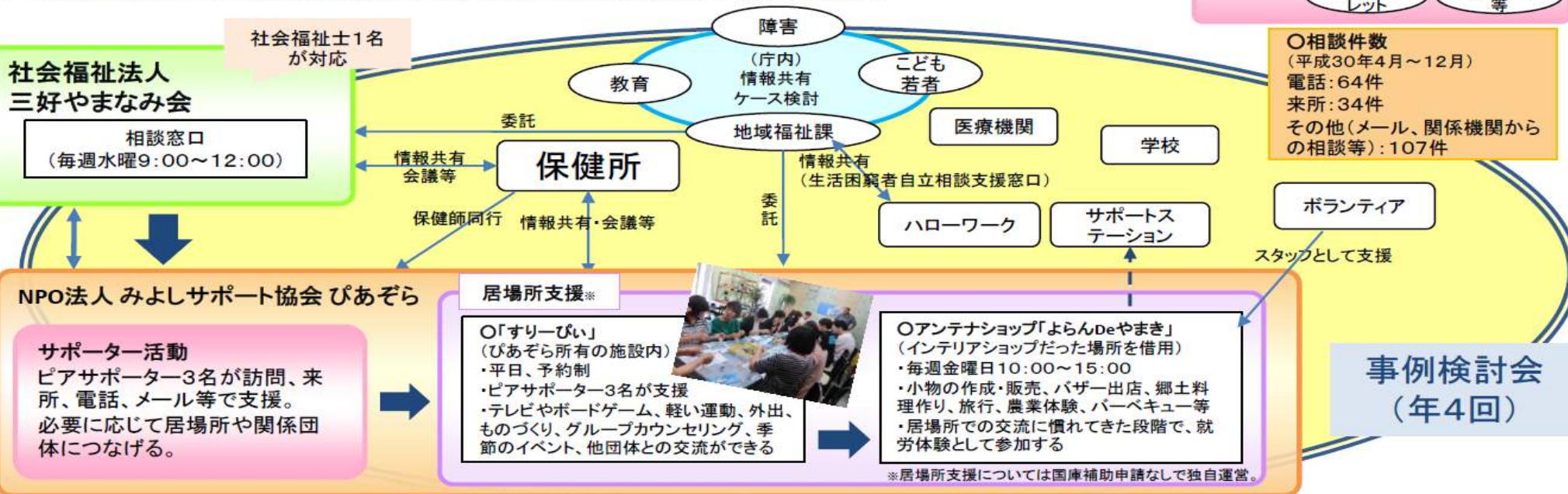
人口：165,584人（平成30年10月1日時点）



# 市町村によるひきこもり支援の事例（徳島県三好市）

- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースがつながることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関（医療機関、学校、サポートステーション等）で事例検討会（年4回）を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- サポーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアサポーター3名（専門職ではないがNPO団体での支援経験あり）が活動。訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターの活動が中心となっている。
- ぴあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアサポーターが運営。「すりーびい」での活動に慣れてくると、就労体験としてアンテナショップ（週1回）に参加するなど社会参加の機会を増やしている。

## 三好市のひきこもり支援体制図 人口：26,396人（平成30年10月1日時点）





# 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）**501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。**
- ②（2017年4月～）、**500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。**（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③ **法律に基づき（※）、（2019年9月末までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。**  
※ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日法律第62号）附則（抜粋）（検討等）

第2条第2項 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

これまで

週30時間以上

①2016年10月～

- (1)週労働時間20時間以上
- (2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）  
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
- (3)勤務期間1年以上見込み
- (4)学生は適用除外
- (5)**従業員 501人以上の企業等**  
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

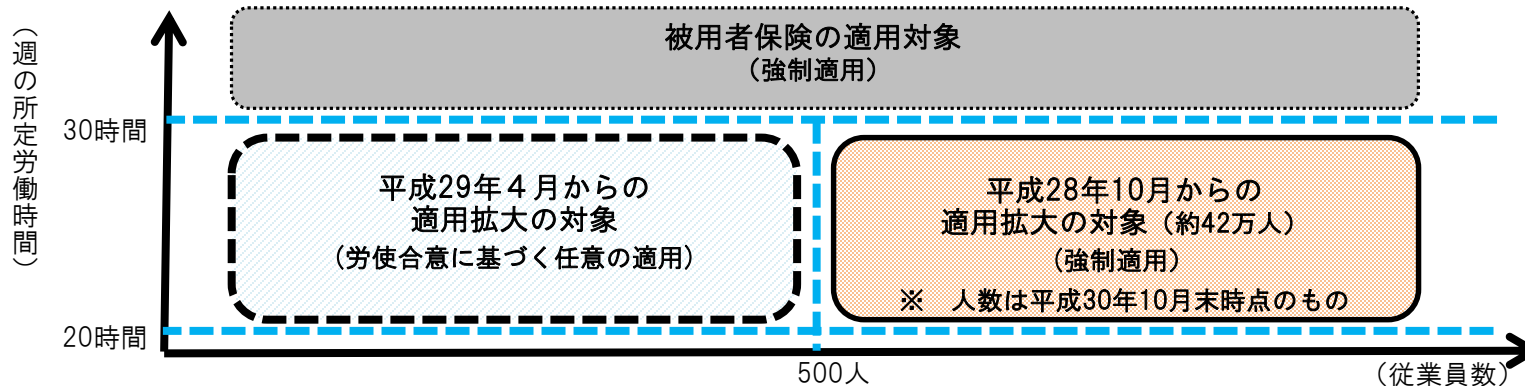
②2017年4月～

- 左記(1)～(4)の条件の下、**500人以下の企業等**について、
- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
  - ・国・地方公共団体は、**適用**

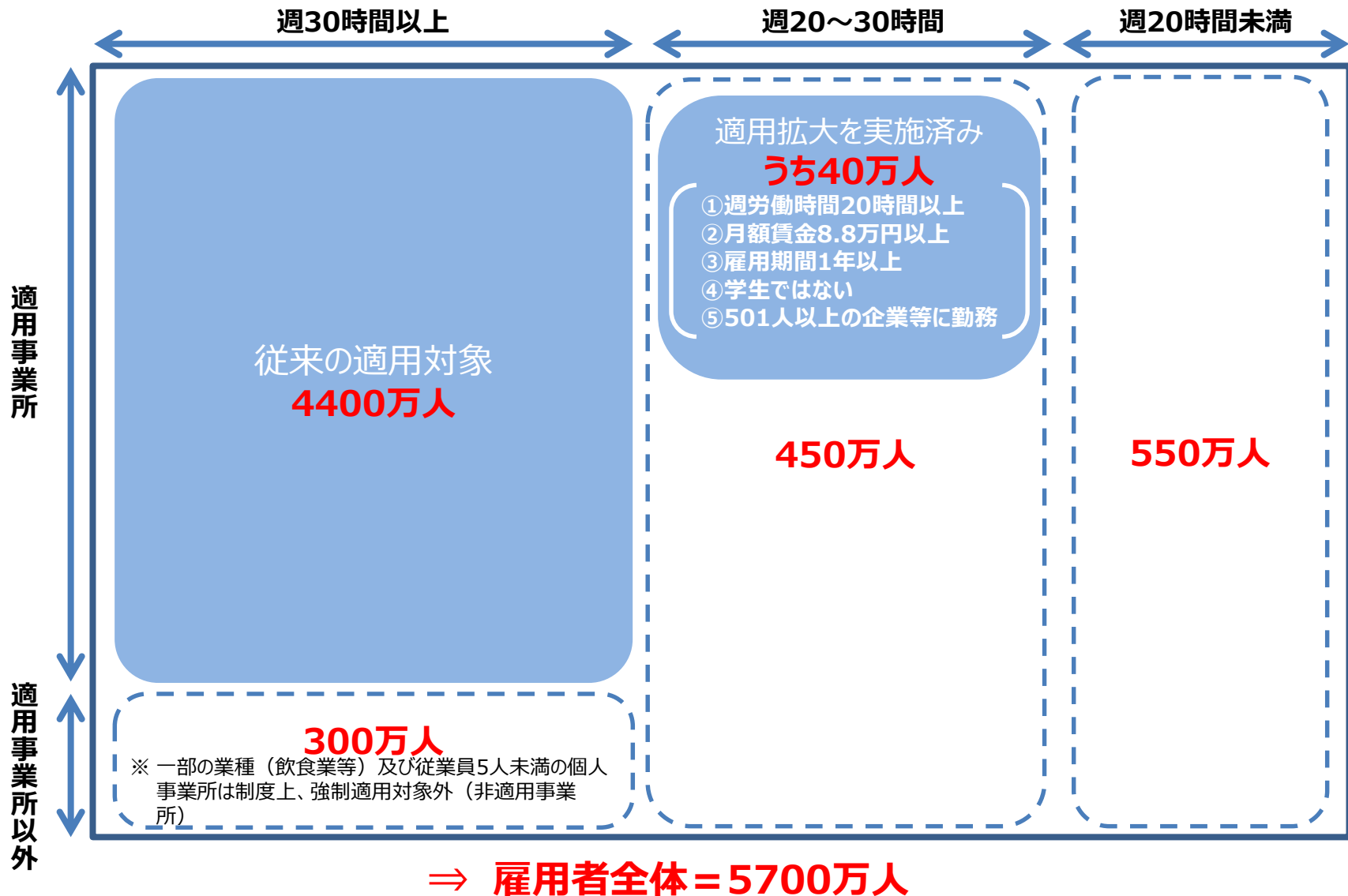
③2019年9月末まで

更なる適用拡大について検討

## ＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞



# 被用者保険の適用状況の見取り図



(注)「労働力調査2018年4~8月平均」の特別集計を用いて推計したもの。なお、厚生年金の被保険者年齢の上限である70歳以上の雇用者は除いている。